



福岡医発第632号（地）
令和2年5月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について

高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）につきましては、平成30年6月11日付福岡医発第759号（地）をもって、また、同指針（各論編（療養環境別））につきましては、令和元年7月8日付福岡医発第1018号（地）をもってお知らせしております。

今般、日本製薬工業協会及びくすりの適正使用協議会においてポリファーマシーに対する啓発資材が作成され、厚生労働省ホームページに掲載された旨、同省医薬・生活衛生局医薬安全対策課及び同省老健局総務課認知症施策推進室高齢者支援課、振興課、老人保健課より日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ「ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10074.html

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(法安 11)(介 26)
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守 国斗
常任理事 江澤 和彦
(公 印 省 略)

ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について

高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）につきましては、平成 30 年 6 月 12 日付（法安 36）をもって、また、同指針（各論編（療養環境別））につきましては、令和元年 6 月 21 日付（法安 43）（介 42）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、日本製薬工業協会及びくすりの適正使用協議会においてポリファーマシーに対する啓発資材が作成され、厚生労働省ホームページに掲載された旨、同省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に事務連絡がなされ、本会に対しても、別添のとおり、同課及び同省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課連名で周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下の医療機関及び介護施設等への周知協力方につきご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

- ・厚生労働省ホームページ「ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10074.html

事 務 連 絡
令和2年3月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について

標記について、添付のとおり、各都道府県衛生主管部（局）等宛てに事務連絡を发出しましたので、会員及び関係者への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 24 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について

標記について、添付のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに事務連絡が発出されましたので、会員及び関係者への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は各担当部局からそれぞれの関係団体宛にお送りしており、複数の部局から届く場合がありますのでご了承ください。

事 務 連 絡
令和2年3月24日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

ポリファーマシーに対する啓発資材の活用について

薬事行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢化の進展に伴い、加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用によって、安全性の問題が生じやすい状況にあることから、平成29年4月に「高齢者医薬品適正使用検討会」（以下「検討会」という。）を設置しました。そのような多剤服用の中でも害をなすものを特に「ポリファーマシー」と呼び、検討会において高齢者の薬物療法の安全確保に必要な事項の調査・検討を進めています。

今般、広く国民の皆さまにポリファーマシーに対して関心を持っていただくための啓発資材を日本製薬工業協会及びくすりの適正使用協議会が作成し、検討会の確認を経た上で厚生労働省ホームページ

（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10074.html）に掲載いたしました。つきましては、国民・都道府県民に医薬品の情報提供を行う機会等におきまして、本資材をご活用いただきますようお願い申し上げます。

あなたのくすり
いくつ飲んでいますか？



高齢になると、くすりの数が増えて副作用が起こりやすくなるので注意が必要です。

監 修：東京大学大学院医学系研究科老年病学教授 秋下 雅弘
厚生労働省

制 作：一般社団法人 くすりの適正使用協議会
日本製薬工業協会

なぜ、高齢者ではくすりの数が増えるの？

高齢になると、複数の病気を持つ人が増えてきます。病気の数が増え、受診する医療機関が複数になることもくすりが増える原因となります。

75歳以上の高齢者の4割は5種類以上のくすりを使っています。高齢者では、使っているくすりが6種類以上になると、副作用を起こす人が増えるというデータもあります。

「ポリファーマシー」って聞いたことがありますか

多くのくすりを服用しているために、副作用を起こしたり、きちんとくすりが飲めなくなったりしている状態をいいます。単に服用するくすりの数が多いことではありません。



なぜ、高齢者では副作用が起こりやすいの？

高齢になると、肝臓や腎臓の働きが弱くなり、くすりを分解したり、体の外に排泄したりするのに時間がかかるようになります。

また、くすりの数が増えると、くすり同士が相互に影響し合うこともあります。

そのため、くすりが効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出やすくなったりすることがあります。



「なにか変だな」「いつもと違う」と感じたら？

くすりを飲んでいて、次のような症状が気になることはありませんか？くすりが追加されたり、変わったりした後は、特に注意しましょう。



医師、薬剤師に相談

気になる症状があっても、勝手にくすりをやめたり、減らしたりするのはよくありません。くすりが多いからといって

必ず減らすべきということではありません。くすりによっては、急にやめると病状が悪化したり、思わぬ副作用が出ることがあります。必ず、医師や薬剤師に相談しましょう。



相談する時は具体的にどうすればいいの？

- 使っているくすりは、必ず全部伝えましょう。くすり以外で毎日飲んでいる健康食品やサプリメントがある場合は、その情報も伝えましょう。



- いつ頃から、どのような症状が出てきたのか、気になる症状についてメモしておきましょう。

日頃から、注意しておくことは？

- 日頃から、かかりつけの医師や薬剤師を持って、処方されているくすりの情報を把握してもらっておくのが安心です。
- 自分の処方されているくすりがわかるように、お薬手帳を持ちましょう。お薬手帳は1冊にまとめておきましょう。



もっと詳しいことが知りたい方は、一般社団法人日本老年医学会のホームページに掲載のパンフレットをご覧ください

多すぎる薬と副作用

